

徳島県人事委員会訓令第一号

徳島県人事委員会事務局

徳島県人事委員会事務局の事務処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県人事委員会事務局の事務処理に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県人事委員会事務局の事務処理に関する規程（昭和四十九年徳島県人事委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

「文書管理、」を「公文書の管理、」に改め、「規則及び」を削り、第一号を次のように改める。

一 徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。